



事務連絡
平成18年12月12日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中
各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所） 御中

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

麻薬診療施設等における麻薬の廃棄について

標記については、関係法規により御指導をお願いしているところですが、今般、平成18年12月8日付け薬食監麻発第1208002号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知の発出に伴い、平成12年11月10日付け事務連絡の別添（図1）から（図5）までを改めるとともに、バイアル製剤に係る取扱いを追加し、別添（図1）から（図6）までのとおり整理したので、関係者への御指導の参考とされますようお願いいたします。

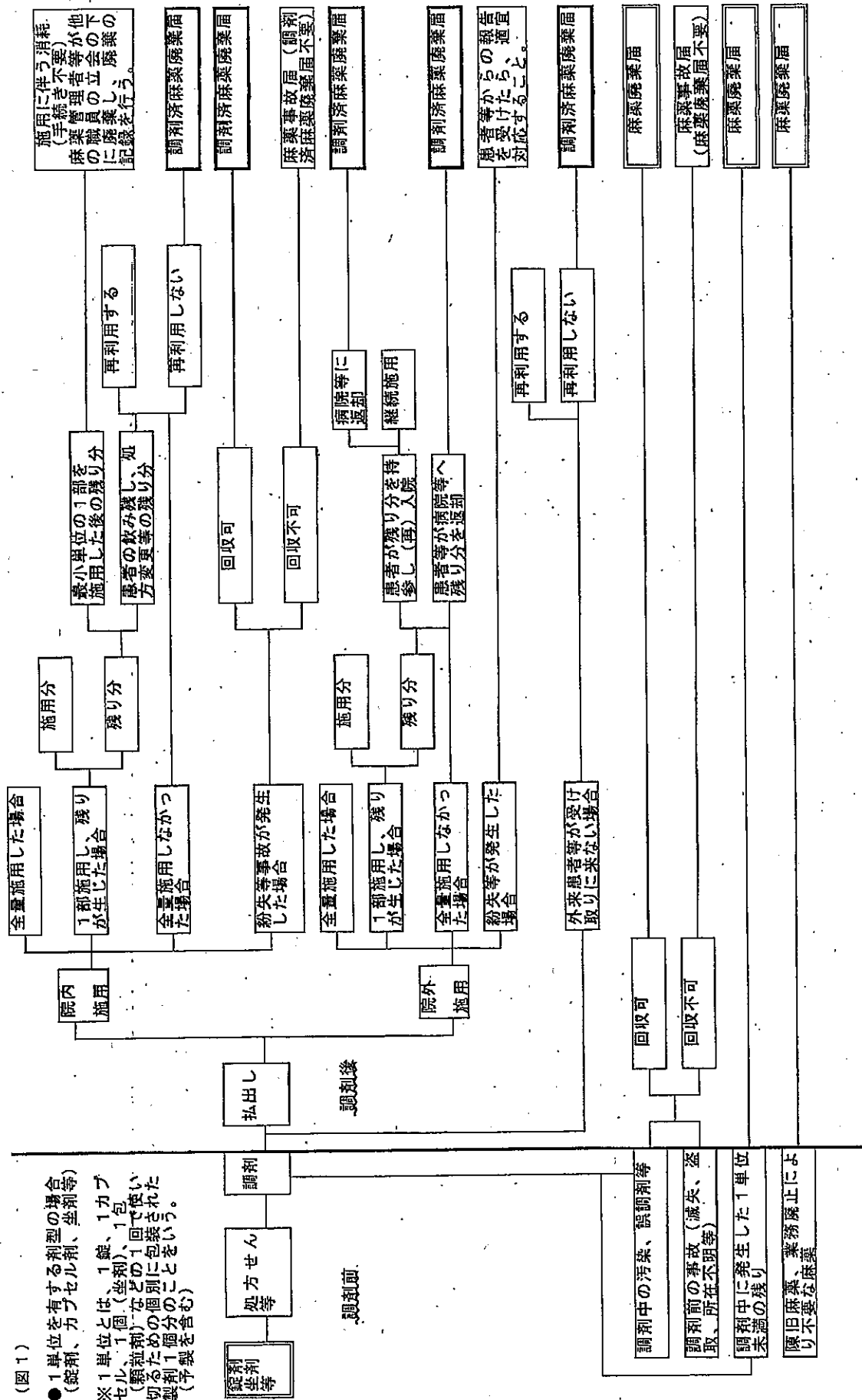
担当者

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課
麻薬係 高橋・河田

TEL 03-5253-1111 内線 2795/2780

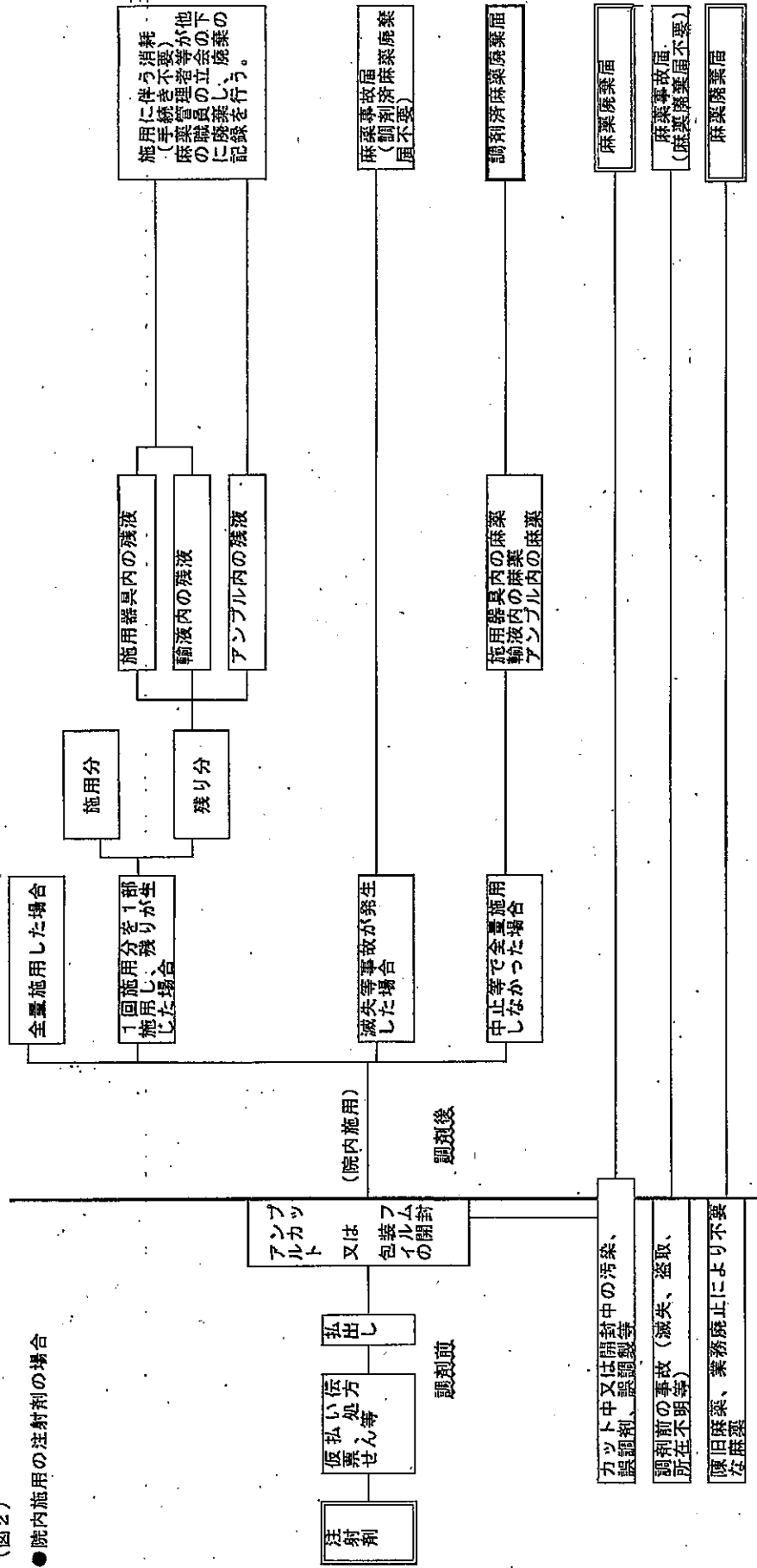
(図1)

- 1単位を有する剤型の場合 (錠剤、カプセル剤、坐剤等)
- ※ 1単位とは、1錠、1カプセル、1個 (坐剤)、1包 (低用量剤) などの1回で使い切るための個別に包装された製剤1個分のことをいふ。



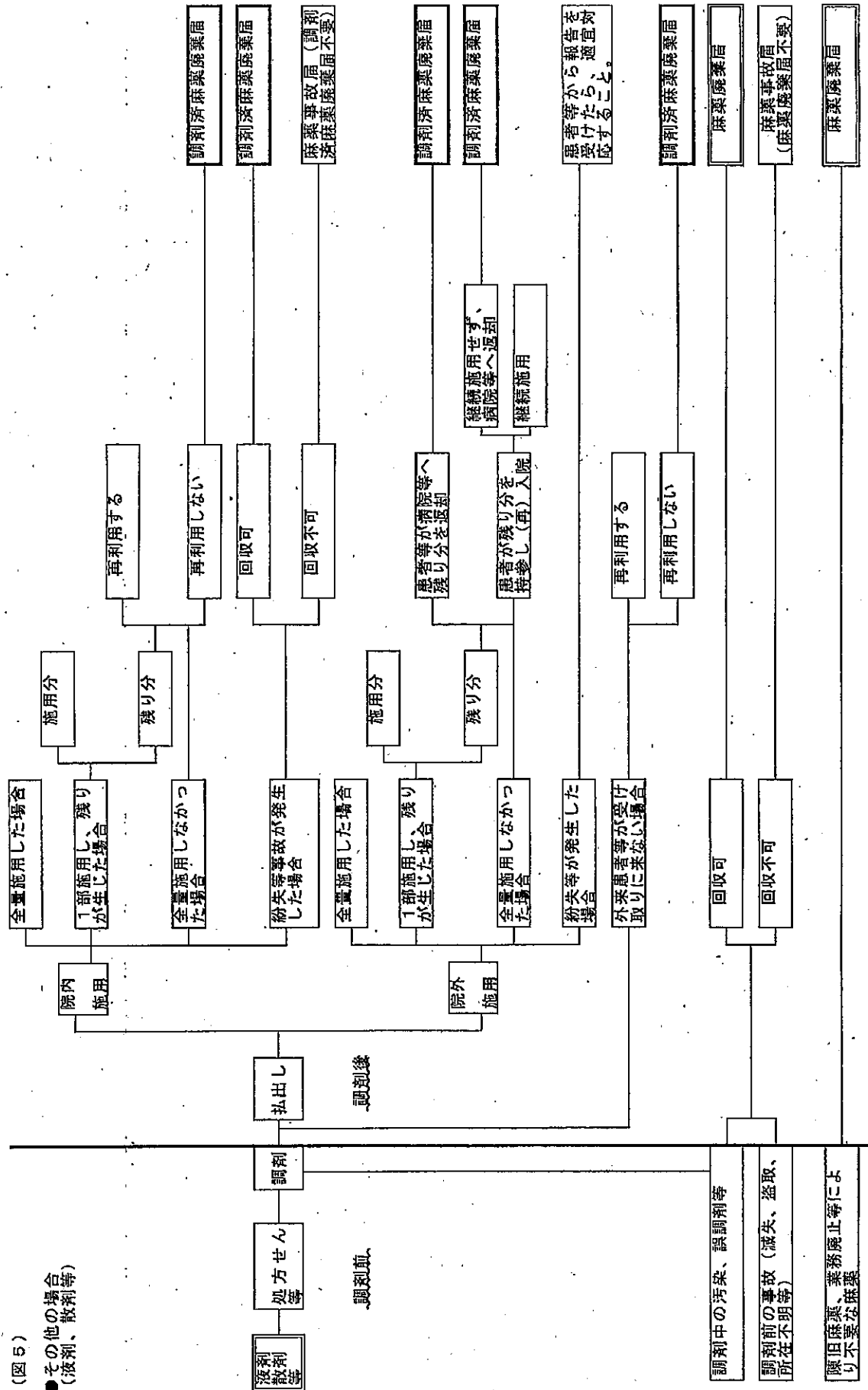
(図2)

●院内施用の注射剤の場合



(図5)

●その他の場合
(液剤、散剤等)



調剤中の汚染、誤調剤等

調剤前の事故（滅失、盗取、所在不明等）

陳旧麻薬、業務廃止等により不要な麻薬

(図6)
●バイアル製剤の場合

